

---

## 定款変更案

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(改正法)の一部の施行日確定のため、定款の一部を変更する必要があります。

変更の対象となるのは、貸借対照表の公告方法であり、施行日が平成30年10月1日となります。

変更後		変更前
第9章 雑則 (公告) 第48条 この法人の公告は、 <u>この法人のホームページに掲載して行う。</u>	←	第9章 雑則 (公告) 第48条 この法人の公告は官報により行う。

\* 5年間の掲載が必要です

---